

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
今宮高等学校	管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。 <table><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr><tr><td>A</td><td>令和5年10月20日</td><td>令和5年10月13日</td><td>令和5年10月18日</td><td>380円</td></tr></table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和5年10月20日	令和5年10月13日	令和5年10月18日	380円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和5年10月20日	令和5年10月13日	令和5年10月18日	380円										
措置の内容														
過誤払となった旅費については、戻入を行い、返納済みである。 検出事項の原因は、申請者が当初入力したことを失念して重複入力したことと、直接監督責任者の確認不足により重複入力を見落としたことにある。 再発防止に向けて、関係職員に対して、旅費に係る申請を適正に行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際はその要件の確認を確実に行うことを周知した。 また、管内旅費集計を行う際には、複数での確認を確実に行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年5月24日）